

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 16日～ 令和11年 4月 15日までの 3年間

2. 内容

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般についての説明書を作成し、全従業員へ配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和8年 9月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和9年 9月～ 制度に関する説明書の作成・配布、全職員へ両立支援制度全般に関する情報の周知を行う

目標 2：全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和8年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和9年 2月～ 計画的かつ円滑な取得に向けて社内会議を行う
- 令和9年 8月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和9年10月～ 社内報などでキャンペーンを行う